

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和７年３月４日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

- 1 契約の件名
旧倉垣浄水園北側水路清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
上下水道局契約出納課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和７年２月２５日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福３９９４番地 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
２９，２１２円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第３号に該当するため